

## 東根市立小学校及び中学校スポーツ施設開放事業について

### 1. 開放時間の明確化

平成 20 年度より基準になる期間並びに時間帯を下記のとおり定めます。

| 施設名         |        | 開放する期間             | 開放する時間                  |                         |
|-------------|--------|--------------------|-------------------------|-------------------------|
|             |        |                    | 平日                      | 土・日・休日                  |
| 各<br>学<br>校 | 屋外運動場  | 1月4日から<br>12月28日まで | 午後6時から<br>午後9時30分<br>まで | 午前6時から<br>午後9時30分<br>まで |
|             | 屋内運動場  |                    |                         | 午前8時から<br>午後9時30分<br>まで |
|             | その他の施設 |                    |                         | 午前8時から<br>午後9時30分<br>まで |

※1 なお、学校開放できる施設並びに時間帯が学校ごとに異なります。

※2 鍵の返却は活動終了後、直ちに管理指導員に返却すること。

※3 終了時間を守らない、施設使用時のごみの処理など使用に際して不適格と判断された場合、使用の中止を教育委員会より通知いたします。

### 2. 持込機材の報告義務について

平成 20 年度より、施設内で電気等を用いて使う機材（ラジカセなど）、火気使用をする機材（冬季時の小型暖房機など）について学校長に届出（別添様式1）を提出し、必要と認められるものについては学校長の判断で許可いたします。

また、学校長が判断できないものについては教育委員会と協議して決定いたします。

### 3. 施設、設備等の破損届について

学校施設、設備の破損があった場合の対応について、平成 20 年度より別紙の対応フローにしたがって手続きをお願いいたします。